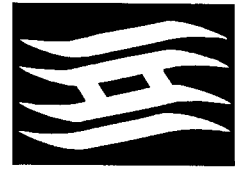


兵庫県公報

平成19年1月22日 号 外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求（畜産課）…………… ページ 1

告 示

兵庫県告示第61号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、報告を求める。

平成19年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者
飼養羽数が1,000羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 3 報告すべき事項
農場についての月曜日から日曜日までの次に掲げる事項
 - (1) 飼養羽数
 - (2) 死亡羽数
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を疑うような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
翌週の火曜日までに報告する。
- 5 報告書の提出方法
所管の家畜保健衛生所に対し、郵送、電子メール又はファクシミリにより、次のあて先まで別紙様式により報告するものとする。
 - (1) 姫路家畜保健衛生所
郵送：姫路市田寺東2-10-16
電子メール：himejikhe@pref.hyogo.jp
ファクシミリ：(079) 294-0948
 - (2) 姫路家畜保健衛生所 神戸出張所
郵送：神戸市西区神出町小束野30-19
電子メール：kobekhe@pref.hyogo.jp
ファクシミリ：(078) 965-3082
 - (3) 和田山家畜保健衛生所
郵送：朝来市和田山町高田666
電子メール：wadayamakhe@pref.hyogo.jp
ファクシミリ：(079) 672-0506
 - (4) 洲本家畜保健衛生所
郵送：洲本市炬口1-1-18
電子メール：sumotokhe@pref.hyogo.jp
ファクシミリ：(0799) 22-2856
- 6 その他の必要事項
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には直ちに報告する。
 - (2) 提出先は、所管の家畜保健衛生所とする。
 - (3) 本告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。

別紙様式

姫路（和田山、洲本）家畜保健衛生所（神戸出張所）様

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

平成 年 月 日

農場

（ 月第 週分報告）

	内 容	備 考
飼養羽数	羽	
死亡羽数	羽	
高病原性鳥インフルエンザを疑うような状況の有無	あり なし (いずれかに○)	(「あり」の場合はその態様)

注1：飼養羽数は、原則として月曜日時点のものとする（ただし、月曜日に飼養されていない場合は、当該週に飼養を開始した時点のものとする）。

2：死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

3：高病原性鳥インフルエンザを疑うような状況とは、産卵率の低下、死亡羽数の急増、顔面の腫脹等をいう。

4：異常があれば、この報告によらず、直ちに家畜保健衛生所に連絡すること。

報告者氏名：

報告者連絡先 電 話 番 号：

ファクシミリ番号：

電子メールアドレス：

農場所在地：